



## 福祉有償運送の実施に係る 実地調査が行われる

北九州市保健福祉局地域支援部ののちをつなぐネットワーク推進課より来所  
 八月十一日(火)午前九時から八幡事業所にて、「福祉有償運送の実施に係る実地調査が行われました。北九州市の保健福祉局地域支援部ののちをつなぐネットワーク推進課より野田久敏地域福祉担当係長が来られました。

この、福祉有償運送の実施に係る実地調査は毎年行われ、送迎実態の把握するための調査となっています。昨年は、小倉事業所で実地調査がありました。

今年から新しく「福祉有償運送」の担当になられた野田係長は、その報告書を基に、「さわやか」の「活動報告書及び車両点検表」の確認や運転ボランティアに対する点呼の状況など確認されました。



書類の確認作業



保健福祉局地域支援部ののちをつなぐネットワーク推進課地域福祉担当係長  
 野田 久敏 氏

それに伴う健康管理、また飲酒運転防止の取り組みなど「さわやか」が行っている対策を説明させて頂いていただきました。また、前回の意見交換会にはすべての事業所が参加できなかった

## 平成二十七年 障害福祉制度に係る事業について 【2】新規事業の説明 障害者差別解消法について

第一回北九州市障害福祉団体連絡協議会(障団連) 研修会

六月六日(土) 九時三〇分からウエルとばた十二階の一・二・三会議室で北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)の主催で平成二十七年第一回研

修会が行われました。「さわやか」からは三名が参加しました。研修の内容としては、北九州市障害福祉課の坂元光男課長と発達障害担当の安

たので、出来るだけ全事業所が参加できるようにしてほしいとお願いました。最後に野田係長は、十一月十五日(日)にウエルとばたで開催される「市民ふれあいフェスタ」で展示ブースを確保するので、福祉有償運送の市民への啓発や、各事業所のパネルやチラシなどを展示し、ボランティアさんの募集に役立てていただきたいと思います。午前十時に終了しました。

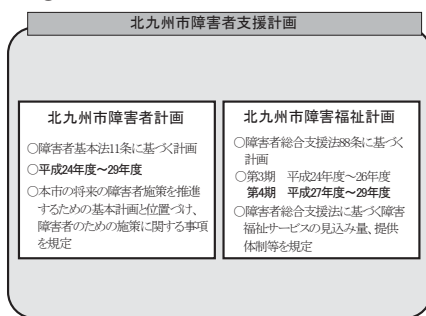
残暑お見舞い  
 申しあげます。

お盆を過ぎましてもなお厳しい蒸し暑さが続いております。皆様お元気で過ごしでしょうか。今年の夏はことのほか残暑が厳しいようです。季節の変わり目、くれぐれも体調管理には充分お気をつけください。

平成二十七年 八月



(図①)



藤卓雄課長による「障害福祉制度に係る事業について」と題して①『平成二十七年 新規事業の説明』と②『障害者差別解消法について』の話がありました。

### 第四期(二十七年～二十九年度) 障害福祉計画がスタート

安藤課長は「平成二十七年度は新しい第四期北九州市障害福祉計画(平成二十七年～二十九年度)のスタートの年にあたります。北九州市障害者支援計画(図①)には、北九州市障害者計画と北九州市障害福祉計画の二つが含まれています。第三期北九州市障害福祉計画が平成二十六年末で期間満了しており、第四期に向けて平成二十六年に一年をかけて計画を策定しました。

皆様からのご意見やパブリックコメントなどを頂き第四期北九州市障害福祉計画のスタートを切る事ができました。

予算についても通常であれば二月から一年間の予算を審議するのですが、今年市長選があったために六月議会にて一年間の予算を決めることになっています。平成二十七年の当初予算(障害福祉関係分)は決定しています」と述べられ、今年度の予算に基づく重点的に取り組む障害福祉施策の紹介がありました。

### 【継続】 総合療育センター

再整備事業 (平成三〇年開所予定)  
 《概要》障害児の療育及び医療の中核施設である総合療育センターの再整備に向けて実施設計等を行う。

### 【継続】

(仮称)総合療育センター  
 西部分所整備事業 (平成二十八開所予定)

《概要》外来、リハビリ、児童通所の機能を有する(仮称)総合療育センター西部分所(八幡西区・旧西部障害者福祉会館)の新設に向けて入居予定の建物の改修工事等を行う。

(裏面に続く)

(表面よりつづき)

【継続】

障害者相談支援事業

【概要】 障害者基幹相談支援センターにおいて、家庭訪問を含む丁寧な相談支援を行う。



また、平成二十七年からサービス等利用計画の対象者が全て利用者になること

【継続】

発達障害者総合支援事業

【概要】 北九州市発達障害者支援センター「つばさ」を拠点に各種相談への対応や市民、支援者に対する啓発活動や研修会等を行うとともに、親の会等への事業補助やライフステージを通じた情報の引継ぎの仕組みづくりを行う等、継続的な支援を実施する。

【新規】

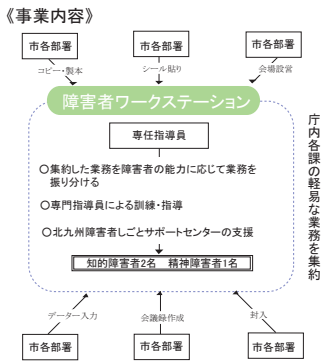
(仮称)障害者ワークステーション事業

【概要】 知的障害者や精神障害者に市役所内での業務経験の場を提供し、民間企業等への一般就労をサポートすることを目的に、新たに「(仮称)障害者ワークステーション」を設置し、専任の指導員と、しごとサポートセンターによる個々の職業能力に応じた段階的な就労支援を実施する。

(図②参照)

(図②) (仮称) 障害者ワークステーション事業について

【概要】 平成27年4月に保健福祉局障害福祉部内に新設した障害者の就労支援に特化した専任組織「障害者就労支援室」に、市内各課の各課の軽易な業務を切り分け集約し、専任の指導員のもと、知的障害者や精神障害者の能力や特性に応じた、業務を処理させ、民間企業への一般就労をサポートすることを目的とした「(仮称)障害者ワークステーション」を平成27年7月に設置する。



【効果】 ★知的・精神障害者の民間企業への円滑な就職支援 ★就業モデルの周知等による民間企業の雇用促進 等

【継続】

難病患者等支援事業

【概要】 地域における難病患者等の日常生活の支援や患者等の自立と社会参加を促進し、患者及び家族の生活の質の向上を図るため、難病に関する知識の普及や相談・支援体制の充実・強化に取り組む。【医療費助成となる、「指定難病」は、従来の五十六疾病から三〇六疾病に拡大されました(平成二十七年七月一日から)】

【継続】

NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクト推進事業

【概要】 共同受注窓口の運営、魅力ある製品開発、販路拡大等の支援を行い、障害福祉サービス事業所等の製品等の売上増加、ひいては障害者の工賃アップ、社会参加の促進を図る。

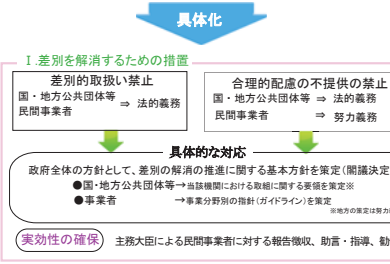


北九州NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクトとは

各事業所等が個々に行っていた商品開発や販路開拓等を多くの事業所が共に協力して行い、さらには福祉の垣根を超え、いろいろな専門分野の人々とならび、北九州らしいあたたかな魅力あふれる商品を開発しようというプロジェクトです。

(図③) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(差別解消法)の概要

【障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止】 第1項: 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 第2項: 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 第3項: 国による啓発・知識の普及を図るための取組



(図④) 北九州市障害者差別解消法連絡会議

※障害を理由とした差別の解消のための取組を通して共生のまちづくりを進めるため、障害者・障害者団体、民間事業者、学識経験者等の様々な分野の人がそれぞれの役割と連携について、話し合う会議。 ※下記5つの会議を総称して「北九州市障害者差別解消法連絡会議」とする。

- 相談等体制会議 【目的】 障害を理由とした差別にかかる相談、紛争防止・解決について各主体の役割・連携について話し合う会議
- 事例研究会議 【目的】 実際には差別が疑われる事例や、社会的障壁を取り除くための好事例を参考に、望ましい配慮について、各主体の取り組みや連携について話し合う会議
- 普及啓発会議 【目的】 障害を理由とした差別解消に向けて、障害者への理解や、法律の周知啓発について、各主体の役割や、連携について話し合う会議
- 情報保障会議 【目的】 障害のある方のコミュニケーション支援の充実に向けて、各主体の役割や、連携について話し合う会議
- バリアフリー会議 【目的】 様々な障害者の利用しやすい視点から、公共施設等の整備について話し合う会議

【継続】

障害者差別解消法推進事業

【概要】 障害者差別解消法の平成二十八年四月施行に向け(図③)、「北九州市障害者差別解消法連絡会議」等(図④)において「相談・紛争防止のための体制整備」、「周知啓発活動」等、国の「基本方針」が求める様々な支援措置の具体化を検討し、障害を理由とした差別の解消を推進する。など、『重

点的に取り組む障害福祉施策の8つの項目について話されました。

安藤課長は、「時間の都合上、詳しい話が出来ませんでしたので、またの機会に時間を頂戴して議論していきたいと思っております。何か質問等があれば、遠慮なく障害福祉課の方にメール・電話をいただければ、応対いたします」と話されました。